政令

東日本大震災の被害者の介護保険法第四十一条第一項本文の指定等についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十五年八月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百四十七号

東日本大震災の被害者の介護保険法第四十一条第一項本文の指定等についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

東日本大震災の被害者の介護保険法第四十一条第一項本文の指定等についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令（平成二十三年政令第二百七十四号）の一部を次のように改正する。

題名中「介護保険法第四十一条第一項本文の指定等」を「健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法第四十八条第一項第三号の指定」に改める。

本則中「次に掲げるもの」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十八条第一項第三号の指定を受けたことにより、同項本文に規定する介護療養施設サービスを提供することができること」に、「平成二十五年八月三十一日」を「平成二十六年二月二十八日」に改め、本則各号を削る。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。ただし、題名の改正規定及び本則中「次に掲げるもの」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十八条第一項第三号の指定を受けたことにより、同項本文に規定する施設介護サービス費の支給に係る同法第八条第二十六項に規定する介護療養施設サービスを提供することができること」に改め、本則各号を削る改正規定は、平成二十五年九月一日から施行する。

厚生労働大臣　田村　憲久

内閣総理大臣　安倍　晋三

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十五年八月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百四十八号

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第二条第二号及び第四十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第百九十二号）の一部を次のように改正する。

第三項中「平成二十三年四月一日」を「平成二十五年四月一日」に改める。

別表第三十四号を次のように改める。

三十四　衣浦地区

イ　愛知県碧南市の区域のうち次の区域

(1)　港本町及び玉津浦町の区域のうち主務大臣の定める区域

(2)　港南町二丁目の区域のうち主務大臣の定める区域

ロ　愛知県半田市の区域のうち次の区域

(1)　前潟町及び新浜町の区域

(2)　川崎町の区域

ハ　愛知県知多郡武豊町の区域のうち次の区域

(1)　字北曲輪及び字九号地の区域　字石川の区域のうち主務大臣の定める区域

(2)　字七号地及び字五号地の区域

(3)　字旭の区域　字一号地の区域のうち主務大臣の定める区域

(4)　字竜宮の区域

別表第五十五号イ(1)中「、大字沖宇部字沖ノ山及び港町一丁目」を「及び大字沖宇部字沖ノ山」に改め、同表第七十一号の三中「並びに大字下名字南木場、字上中木場、字下南木場、字源蔵段、字建岩、字宇都尻、字下建石、字建岩平、字建岩坂、字宇都山、字シメクシ、字建野、字下シメクシ、字セメロ及び字一キヤノ」を削り、「大字下名字土善ケ迫、字呼石、字下呼石、字西呼石、字久保山、字中間田、字市之渡瀬、字下中八、字下宇都山、字中梅越、字梅越、字前一木屋野、字北七升田、字半ケ迫、字樋ケ迫、字狐焼平、字ヘケ岩及び字焼平」を「深田下、野元」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

総務大臣　新藤　義孝

経済産業大臣　茂木　敏充

内閣総理大臣　安倍　晋三